

令和元年6月19日に環境大臣が諮問した「瀬戸内海における今後の環境保全の方策の在り方について」は、中央環境審議会水環境部会瀬戸内海環境保全小委員会において審議され、その結果を受けて令和2年3月31日付けで、中央環境審議会会長から環境大臣へ答申がなされた。

<中央環境審議会「瀬戸内海における今後の環境保全の方策の在り方について（答申）」（令和2年3月）の概要>

地域主体できれいで豊かな瀬戸内海を実現する「令和の里海づくり」

- 地域が主体となって、あるべき姿をデザインし、実現に向け国も含め様々な主体が積極的に参画
- 周辺環境の保全上支障なく一定の秩序を保ち、最新の科学的知見を踏まえて具体的な対策を実施

令和の里海づくりに向けた4つの方策

1. 栄養塩類の管理等による生物の多様性及び生産性の確保

- 地域の合意による栄養塩類の管理の手続き等についてルール化
- 藻場・干潟等の更なる保全・再生・創出の計画的実施



順応的管理

- 管理対策の水域、目標値計画の設定
- 対策の実施
- 管理への反映
- 湾・灘協議会等による地域合意形成

2. 瀬戸内海全体の水環境を評価・管理する制度的基盤

- 瀬戸内海に水を排出する特定施設の設置許可制度の合理化や水質総量削減、環境基準の評価の在り方検討

3. 地域資源の保全・利活用に係る取組の推進

- 国立公園等の保護区拡張に向けた検討や調整
- インバウンド対応の視点も加えた、地域資源の再発見・情報発信、地域資源同士の有機的連携 等

4. 漂流・漂着・海底ごみ、気候変動等の課題に対する基盤整備

- 内陸地域も含め上下流が協働した海ごみ対策の推進
- 水質管理に係る科学的知見の更なる集積や気候変動への適応策の検討 等